

下水道使用料の改定について

1. 中標津町の下水道事業について

本町の下水道事業は、昭和 51 年 12 月に事業認可を取得後、昭和 60 年 4 月には市街地の中標津処理区で「公共下水道事業」を開始しました。その後、平成 11 年 4 月には計根別地区で「農業集落排水事業」を、平成 13 年 3 月には養老牛温泉処理区で「特定環境保全公共下水道事業」を開始し、令和 5 年度には従来の特別会計から「公営企業会計」へ移行しました。

中標津下水終末処理場を含む 3 か所の処理場施設のほか、10 か所のポンプ施設があり、総延長 140 k m の污水管と、総延長 16 k m の雨水管により、水環境の保全を図り、町民の皆さまの衛生的な生活環境づくりに貢献しています。

2. 現状と課題

下水道事業の供用開始から 40 年が経過し、処理場施設等の老朽化が著しく進行しており、污水管や雨水管においても耐用年数が迫っていることから、将来を見据えた計画的な更新や維持管理を着実に進める必要があります。

一方で、世界的な物価高騰等により費用は増加傾向にあり、職員数の縮減や、処理場施設の維持管理を包括委託するなど、経営の合理化を図ってきましたが、一部事業を抑制せざるを得ない状況です。

また、一般会計繰入金による一定の公費負担や、国の交付金の活用による財源確保に努めていますが、人口減少等により、収益の要である下水道使用料は減少傾向となっています。

費用の増加、収入の減少により、経費回収率は 100%を下回り、運営資金の枯渇により一時借入金が必要になるなど、公営企業会計の基本原則である独立採算がとれず、非常に厳しい経営状況にあることから、使用料収入による財源確保が急務となります。

3. 料金改定の概要

令和8年度から令和11年度までの4年間を計算期間とした経費回収率が100%となるよう、一般用の汚水で 1 m³あたり税抜 37 円の増額 (改定率 21.4%) とします。

なお、用途区分や基本水量に変更はありません。また、公衆浴場については、据え置きとします。

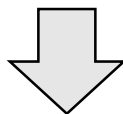
改定の時期は、令和8年4月1日付けとし、新たに契約される方は「令和8年4月検針分(5月請求分)」から、既に契約されている方は「令和8年5月検針分(6月請求分)」から、新料金による請求を予定しています。

これにより、本町では、消費税増税分を除き、平成14年度以来24年ぶりの料金改定となります。

4. 新旧料金表の比較

＜現在の料金表＞

種別	基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
	基本水量	基本料金	
一般用の汚水	8立方メートルまで	1,384 円	173 円
公衆浴場の汚水	100立方メートルまで	3,000 円	30 円



＜改定後の料金表＞

種別	基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
	基本水量	基本料金	
一般用の汚水	8立方メートルまで	1,680 円	210 円
公衆浴場の汚水	100立方メートルまで	3,000 円	30 円

5. 新旧上下水道料金の比較（一般家庭）

（税込）

	現在の上下水道料金		改定後の上下水道料金	
	基本料金 (8 m ³ まで)	一般家庭の平均 (20 m ³)	基本料金 (8 m ³ まで)	一般家庭の平均 (20 m ³)
水 道 料 金 (家 庭 用)	1,650 円	4,158 円	1,650 円	4,158 円
下水道使用料 (一 般 用)	1,522 円	3,806 円	1,848 円	4,620 円
合 計	3,172 円	7,964 円	3,498 円	8,778 円

※ 水道料金の改定はありません

6. 料金改定後の事業運営

使用料収入の確保により、一時借入金を解消し、独立採算による経営を目指します。また、経営基盤の強化により、老朽化対策や維持管理を滞りなく実施することで、災害に強く、将来にわたって持続可能な下水道事業の運営に努めます。

なお、「中標津町下水道事業経営戦略」に基づき、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施するなど、常に経営状況を把握し、計画的かつ適切な事業運営を継続してまいります。

<その他、詳細につきましては別添資料をご覧ください>

中標津町 建設水道部 上下水道課 業務係